



大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH trụ sở chính

日本とベトナム・ミャンマーの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X : 06-6131-4933 Email : 「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

年収に関する5つの壁

今回は年収に関する5つの壁について解説していきます。

税金が3つ、社会保険が2つです。

1) 税金の支払いに関係する3つの壁

①100万円の壁：住民税

住民税の課税基準が年収93～100万円であるため、まとめて「100万円の壁」と呼ばれることが多いようです。この壁を越えなければ住民税は非課税です。

②103万円の壁：所得税

所得税は年収額に応じて課税される税金ですが、年収が103万円以下である場合には課税されません。

③150万円の壁：所得税の控除

年収が150万円を超えると、収入が増えるにつれて配偶者特別控除の額が徐々に減っていきます。これがいわゆる「150万円の壁」と呼ばれるものです。

年収150万円までは配偶者特別控除を満額（38万円）受けられます。

年収150万円を超えると配偶者特別控除は段階的に減額されていきます。

年収201万円を超えると配偶者特別控除額はゼロになります。

また、配偶者特別控除額は、納税者本人の年収によっても金額が変動します。納税者の年収が1,000万円を超える場合には配偶者控除・配偶者特別控除は受けられません。



↑ミャンマーの水かけ祭り

2) 社会保険にかかわる2つの壁

④106万円の壁

【すべて満たしていれば社会保険加入義務】

1. 勤務先企業の従業員数が101人以上（2024年10月からは51名以上）
2. 週に20時間以上働いている
3. 月額8.8万円（年収106万円）以上の賃金をもらっている
4. 雇用期間が2ヶ月以上見込まれる
5. 学生でないこと

⑤130万円の壁

上記5つの条件を満たしていなくても、年収が130万円を超えると、扶養から外れなくてはならなくなります。

つまり、130万円の壁を超えた場合には、無条件で健康保険料と厚生年金保険料を支払う義務が生じます。

【編集後記】

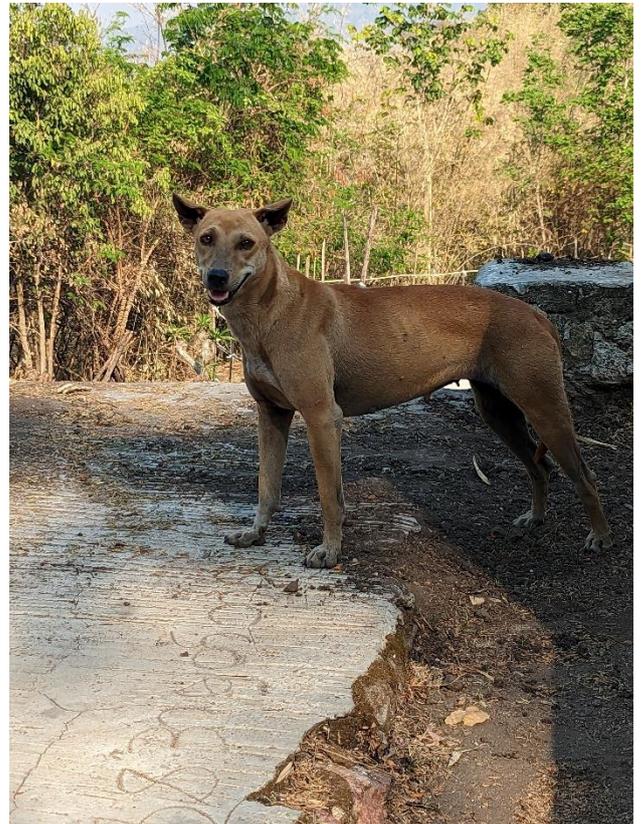


ミャンマーの中心の山へ行ってきました。

標高は約1キロなので、大阪の金剛山くらいです。

往復8時間、休憩1時間でそこそこハードでしたが、とても楽しかったです。

なんとこの山の登山には、道案内で1匹の犬が同行してくれます。



↑ 同行してくれた犬

ミャンマー人の友達は「年配の女性の犬」と言っていました。往復約9時間私たちに着きっきりで、特に私たちが手配したわけでもなく、ボランティア活動らしいです。

さすが世界一の寄付王国ミャンマーですね

【発行・編集】

- ・大阪ホーチミン社労士事務所本店 代表
 - ・協同組合ろ一む 代表理事
 - ・大阪ヤンゴン会計事務所 代表取締役
森 啓治郎
- 大阪市北区豊崎3-20-9-705
- ・弊社のホームページ・Facebookの訪問をお待ちしております

「<https://ocsr.jp/>」

「<https://www.facebook.com/ocsr.jp/>」

- ・大阪府社会保険労務士会所属
会員番号第10504号
- ・日本労働法学会正会員
会員番号762-766-0894号
- ・特定技能労働者登録支援機関
登録番号19-001426